

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○政治団体の届出事項の異動届出(平成14年12月分).....	217
○政治団体の解散の届出(平成14年12月分).....	220
○資金管理団体の指定の届出(平成14年12月分).....	220
○資金管理団体の届出事項の異動届出(平成14年12月分).....	221
○資金管理団体の指定取消しの届出(平成14年12月分).....	222
○政党支部の届出(平成14年12月分).....	222
○政治資金規正法第17条第2項適用団体.....	223

目次

ページ

規 則

○北海道農業改良資金等貸付規則の一部を改正する規則.....(農業経済課) 199

告 示

○一般競争入札の資格に関する公示.....(職員厚生課) 203

○一般競争入札の実施.....(職員厚生課) 204

○富良野芦別道立自然公園に関する公園事業の決定.....(自然環境課) 205

○富良野芦別道立自然公園に関する公園事業の変更.....(自然環境課) 205

○大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)の届出.....(地域産業課) 205

○大規模小売店舗立地法による市町村等の意見.....(地域産業課) 207

○土地改良区の定款の変更の認可.....(土地改良指導課) 207

○道営土地改良事業変更計画の決定.....(土地改良指導課) 207

○土地改良事業の施行の同意.....(土地改良指導課) 207

○土地改良事業計画の計画変更の同意.....(土地改良指導課) 208

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....(治山課) 208

○知事権限に係る保安林の指定の解除.....(治山課) 209

○建設業者に対する監督処分.....(建設情報課) 209

○都市計画事業の認可.....(都市環境課) 209

○都市計画事業の認可.....(公園下水道課) 210

公 告

○定置漁業の休業.....(漁業管理課) 210

支庁告示

○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知..... 211

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了..... 211

道函館土木現業所告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 211

道稚内土木現業所告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 213

道選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(平成14年12月分)..... 215

公布された規則のあらまし

北海道農業改良資金等貸付規則の一部を改正する規則(規則第75号)

1 趣旨及び内容

農業改良資金の貸付資格の認定申請書に添付する農業改良措置に関する計画書の様式について、所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

北海道農業改良資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月20日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第75号

北海道農業改良資金等貸付規則の一部を改正する規則

北海道農業改良資金等貸付規則(平成14年北海道規則第96号)の一部を次のように改正する。

第4条中「別記第2号様式」の次に「。ただし、知事が別に定める要件に該当する場合にあっては、別記第2号様式の2」を加える。

別記第2号様式その1の3の注に次の1事項を加える。

3 2の書類を添付することにより、この計画書に記入すべき事項を把握できるときは、当該事項については、記入不要である。

別記第2号様式その1の4の(1)の注中7の事項を12の事項とし、6の事項を10の事項とし、同事項の次に次の1事項を加える。

11 「施設機械等の設備投資費用」は、1台又は1組の取得金額が10万円以上(平

成元年4月1日から平成10年12月31日までに取得したものにあっては、20万円以上)で、かつ、使用可能年数が1年以上のものを記入すること。

別記第2号様式その1の4の(1)の注中5の事項を9の事項とし、4の事項を7の事項とし、同事項の次に次の1事項を加える。

8 「農業経営費」の「その他」は、農業共済掛金等の農業経営上の費用で他の経費に該当しないものを記入すること。

別記第2号様式その1の4の(1)の注の3の事項の次に次の3事項を加える。

4 「農機具施設費」は、単年度の費用として計上するものを記入すること。

5 「出荷販売経費」は、出荷手数料、販売促進費等を記入すること。

6 「雇用労賃」は、常時及び臨時雇用に係る人件費を記入すること。

別記第2号様式その1の4の(4)の注に後段として次のように加える。

なお、課題・問題点のない項目については、記入不要である。

別記第2号様式その2の3の注に次の1事項を加える。

3 2の書類を添付することにより、この計画書に記入すべき事項を把握できるときは、当該事項については、記入不要である。

別記第2号様式その2の4の(1)の注中4の事項を6の事項とし、3の事項の次に次の2事項を加える。

4 「出荷販売経費」は、出荷手数料、販売促進費等を記入すること。

5 「支払利息」は、農業関係に係る借入金の利息に農外事業関係に係る借入金の利息を加えたものを記入すること。

別記第2号様式その2の4の(1)の注に次の1事項を加える。

7 「長期借入金返済」は、農業関係に係る借入金の元金償還額に農外事業関係に係る借入金の元金償還額を加えたものを記入すること。

別記第2号様式その2の4の(4)の注に後段として次のように加える。

なお、課題・問題点のない項目については、記入不要である。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式の2（第4条関係）

その1

農業改良措置に関する計画書（個人用）

年 月 日

北海道知事 様

住所

氏名



(金額単位：千円)

家 族 構 成 等					直 近 年 の 収 支 状 況			備 考
氏 名	続 柄	年 齢	農 業 従 事 日 数	備 考	区 分	農 業	農 外	
					収 入 A			
					支 出 B			
					所 得	(A - B) ①		
						合 計 ②		
雇 用 労 働	常 雇	人/年	臨 時	人/日	農 業 所 得 割 合 ①/②		%	

経 営 の 概 要

規 模	田	a	農 用 地	倉 庫	m ²	家 畜	乳 牛		頭	台
							肉 用 牛	頭		
規 模	畑	a	農 用 地	畜 舎	m ²	家 畜	豚	頭	台	
	樹園地	a	農 用 地	堆肥舎	m ²		プロイラー	羽	台	
規 模	採草放牧地	a	農 用 地 設	サイロ	m ²	畜 具				

- 注1 農業後継者は、「家族構成等」の氏名の前に 印を記入すること。
- 2 「家族構成等」の「備考」には、兼業の状況等を記入すること。
- 3 「直近年の収支状況」は、特別の事情があるときは、直近年の前年の収支状況を記入すること。
- 4 年金、祝金、生産調整助成金、農業共済金等は、農外収入に含めること。
- 5 「備考」には、おおむね5年後の農業所得、労働時間及び農家総所得の目標を記入すること。
- 6 「経営の概要」は、固定資産台帳の写し等内容が分かるものを添付したときは、記入不要である。

(金額単位：千円)

事 業 ・ 資 金 ・ 償 還 計 画 等

--

事業内容										
	投資及び資金計画	投資内容	規模・能力	数量	事業費	資金調達				備考
					制度資金	その他借入金	補助金	自資金		
償還財源等	償還財源					償還条件				
	収入等			支出		償還(据置)期間				
	項目	直近年の販売額	家計費(直近年)		年(年)					
	農作物等販売額	(品目等)		租税公課(直近年)		元金償還方法				
				元金償還額(直近年)		元金均等				
				元金償還額(今回借入分)		元金支払期日				
	その他		支出合計 D		月日					
			差引 E = C - D		最終償還期日					
		Eがマイナスになった場合の対応策		年月日						
総所得 C										
土地	資産の状況			既往借入金残高		特記事項				
	宅地		m ²	資金種類	金額					
	田		a							
	畑		a							
	樹園地		a							

	採草放牧地	a		
	山林その他	a		
建物	居宅	m ²		
		m ²		
預貯金			合計	

- 注1 「事業内容」は、導入しようとする新作物・新技術の内容を具体的に記入すること。
 2 「投資及び資金計画」の「投資内容」は、導入しようとする機械名、施設名、家畜の種類等を記入すること。
 3 「投資及び資金計画」の「数量」には、単位を付けること。
 4 「投資及び資金計画」の「備考」は、「その他借入金」がある場合はその借入先を、「補助金」がある場合は補助金名及び交付機関名を、「投資内容」が農業機械の場合は作目別の利用面積等を記入すること。
 5 「総所得」は、前表の「直近年の収支状況」の「所得合計②」の額を記入すること。
 6 「元金償還額(今回借入分)」は、今回の借入額を償還期間(据置期間を除く。)で除した金額を記入すること。
 7 「元金支払期日」は、4月、7月、10月又は1月の各末日のいずれかの月日を記入すること。
 8 「資産の状況」は、固定資産台帳の写し等内容が分かるものを添付したときは、記入不要である。
 9 「既往借入金残高」は、資金(組合員勘定等の当座貸越及び農業経営以外の借入金を含む。)ごとにすべて記入し、書ききれない場合は、別業に記入し添付すること。
 10 「特記事項」は、第三者のために保証人になっている場合に、その額及び明細を記入すること。

その2

農業改良措置に関する計画書(法人等用)

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地又は代表者の住所

法人等名

代表者氏名



(金額単位:千円)

法人の概要				農業所得割合
設立年月	年月	資本金		

構 成 員 氏 名	年 齢	役 職 担 当	法 人 従 事 数	出 資 口 数	そ の 他 ・ 備 考	農 業 に 係 る 直 近 年 の 売 上 高 ①	法 人 の 直 近 年 総 売 上 高 ②				
					構 成 戸 数 () 戸						
					常 時 雇 用 () 人						
					臨 時 雇 用 () 人						
直 近 年 の 損 益 状 況						%	① / ②				
区 分	営 業		営 業 外								
利 益 ・ 収 益	(利益) A		(収益) B								
費 用					C						
経 常 利 益 A + (B - C)											
税 引 後 当 期 利 益 D											
備 考											
経 営 の 概 要											
経 営 規 模	田	a	農 用 設 備	倉 庫	m ²	家 畜	乳 牛	頭		台	
	畑	a		畜 舎	m ²		肉 用 牛	頭		台	
	樹 園 地	a		堆 肥 舎	m ²		豚	頭		台	
	採 草 放 牧 地	a		サイロ	m ²		プ ロ イ ラ ー	羽		台	

注1 当該法人等が借入れする農業改良資金について連帯して債務を負う者は、構成員氏名の前に「印」を記入すること。
 2 「直近年の損益状況」は、特別の事情があるときは、直近年の前年の収支状況を記入すること。

なお、業務報告書の写し等内容が分かるものを添付したときは、記入不要である。
 3 「備考」は、おおむね5年後の売上高、労働時間及び総売上高の目標を記入すること。

(金額単位：千円)

事 業 ・ 資 金 ・ 償 還 計 画 等									
事 業 内 容									
	投 資 及 び 資 金 計 画	投 資 内 容	規 模 ・ 能 力	数 量	事 業 費	資 金 調 達			備 考
						制 度 金	そ の 他 借 入 金	補 助 金	
償 還 財 源 等	償 還 財 源				償 還 条 件				
	収 入 等			支 出		償 還 (据 置) 期 間			
	項 目	直 近 年 の 販 売 額	元 金 償 還 額 (直 近 年) E	年 (年)					
	(品 目 等)		元 金 償 還 額 (今 借 入 分) F	元 金 償 還 方 法					
			元 金 償 還 額 計 G = E + F	元 金 均 等					
農 作 物 等 販 売 額		差 引 H = D - G	元 金 支 払 期 日 (最 終 償 還 期 日)			月 日 (年 月 日)			
そ の 他		H が マイ ナ ス に な っ た 場 合 の 対 応 策							
税 引 後 当 期 利 益 D									
資 産 の 概 要									
項 目	金 額	主 な 勘 定 内 訳							

流動資産	預貯金 () 売掛金 () 受取手形 () 棚卸し ()
固定資産	土地 () 建物 ()
繰延資産	
資産合計	
流動負債	短期借入金 () 買掛金 () 支払手形 ()
固定負債	長期借入金 ()
資 本	資本金 () 法定準備金 () 剰余金 ()
特記事項	

- 注1 「事業内容」は、導入しようとする新作物・新技術の内容を具体的に記入すること。
- 2 「投資及び資金計画」の「投資内容」は、導入しようとする機械名、施設名、家畜の種類等を記入すること。
- 3 「投資及び資金計画」の「数量」には、単位を付けること。
- 4 「投資及び資金計画」の「備考」は、「その他借入金」がある場合はその借入先を、「補助金」がある場合は補助金名及び交付機関名を、「投資内容」が農業機械の場合は作目別の利用面積等を記入すること。
- 5 「税引後当期利益」は、前表の「直近年の損益状況」の「税引後当期利益D」の額を記入すること。
- 6 「元金償還額（今回借入分）」は、今回の借入額を償還期間（据置期間を除く。）で除した金額を記入すること。
- 7 「元金支払期日」は、4月、7月、10月又は1月の各末日のいずれかの月日を記入すること。
- 8 「資産の概要」は、業務報告書の写し等内容が分かるものを添付したときは、記入不要である。
- 9 「特記事項」は、第三者のために保証人になっている場合に、その額及び明細を記入すること。
- 10 次の書類を添付すること。
- (1) 定款、規約又はこれに準ずるもの及び借入れを決定した役員会（法人格を有しない団体の場合は総会）等の議事録の写し
 - (2) 直近年度の業務報告書又はこれに準ずるもの
 - (3) 直近時の試算表又はこれに準ずるもの
 - (4) 別紙の「借入金明細書」（農業協同組合員にあっては借入金償還計画表を、貸借対照表の負債明細により既往借入金の状況が把握できる場合にあっては当該貸借対照表を添付すること。）
 - (5) その他事業ごとに必要とする書面（例えば、農業倉庫においては、販売事業及び倉庫事業の年間収支の実績及び収支予想を記載した書類、設計書、建築許可書等）

別紙

借 入 金 明 細 書

(年 月 日現在)

(金額単位：千円)

資金名	融資機関名	借入年月	現在残高	利 率	償還期限	据置期間	償還方法
1		年 月		%	年 月	年 月まで	
2		年 月		%	年 月	年 月まで	
3		年 月		%	年 月	年 月まで	
4		年 月		%	年 月	年 月まで	
5		年 月		%	年 月	年 月まで	
		年 月		%	年 月	年 月まで	
合 計							

注1 農業経営以外の借入金についても記入すること。

2 「償還方法」の欄は、「元金均等」、「元利均等」又は「その他」のいずれかを記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第1110号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年6月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めることとし、当該契約により調達する物品の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年6月20日に一般競争入札の公示を行う道が発注する空気清浄機等賃貸借契約

(2) 資 格 北海道空気清浄機等賃貸借契約（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 空気清浄機及びその附属品並びに保守点検業務

2 資 格 要 件

次のいずれかに該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年6月20日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (6) 納入した賃貸借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が、次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資 格 審 査 の 申 請 時 期 及 び 方 法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年6月20日（金）から30日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総務部職員厚生課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

5 資 格 審 査 の 再 申 請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請をしようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資 格 の 有 効 期 間 及 び 当 該 期 間 の 更 新 手 続

(1) 資 格 の 有 効 期 間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有 効 期 間 の 更 新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第1111号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年6月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入 札 に 付 す る 事 項

(1) 調 達 を す る 賃 貸 借 物 品 の 名 称 及 び 数 量

空気清浄機及びその附属品（以下「空気清浄機等」という。）30台並びに保守点検業務月1回の合計（1月当たりの単価）

(2) 調 達 を す る 賃 貸 借 物 品 及 び 保 守 点 検 業 務 の 仕 様 等

入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年7月31日（木）

(4) 契 約 期 間 平成15年8月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年7月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(5) 納 入 場 所 別途指定する場所

2 入 札 に 参 加 す る 者 に 必 要 な 資 格

平成15年北海道告示第1110号に規定する北海道空気清浄機等賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契 約 条 項 を 示 す 場 所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部職員厚生課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁赤レンガ庁舎2階4号会議室
- (2) 入札日時 平成15年7月8日(火)10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部職員厚生課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内であって最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成15年6月30日(月)
- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総務部職員厚生課

11 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者がした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い。

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った1月当たりの契約金額(30台分の賃借料及び保守点検業務代)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業

者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道総務部職員厚生課
イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-231-4111 内線 22-345

(4) 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1112号

北海道立自然公園条例(昭和33年北海道条例第36号)第5条第2項の規定に基づき、富良野芦別道立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条例第5条第3項の規定により、その概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び上川支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧する。

平成15年6月20日

北海道知事 高橋 はるみ

公園事業の名称及び種類 北の峰索道運送施設
位 置 富良野市(北の峰)

北海道告示第1113号

北海道立自然公園条例(昭和33年北海道条例第36号)第6条第2項の規定に基づき、富良野芦別道立自然公園に関する公園事業の一部を変更したので、同条例第5条第3項の規定により、その概要を次のとおり公示する。

なお、この公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び上川支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧する。

平成15年6月20日

北海道知事 高橋 はるみ

公園事業の名称及び種類 北の峰スキー場
位 置 富良野市(北の峰)

北海道告示第1114号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年10月20日までに北海道網走支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年6月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパー三和駒場店

網走市駒場南8丁目

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社篠原商店 代表取締役 篠原 肇

網走市北6条3丁目8番地の1

株式会社日光堂升井商店 代表取締役 升井 英一

網走市南5条3丁目10番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,492㎡

(変更後) 3,465㎡

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 75台

(変更後) 263台

(イ) 駐輪場の収容台数

(変更前) 40台

(変更後) 44台

(ウ) 荷さばき施設の面積

(変更前) 53㎡

(変更後) 162㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 23㎡

(変更後) 61㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社篠原商店	午前9時30分	午後8時
有限会社菅原クリーニング商会		

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社篠原商店	午前9時	午後9時45分
株式会社日光堂升井商店		午後11時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後11時30分まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 入口1箇所 出入口1箇所

(変更後) 入口1箇所 出口1箇所 出入口2箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前7時から午後6時まで

(変更後) 午前6時から午後10時まで

(4) 変更する年月日

平成16年2月7日

(5) 変更する理由

スーパー三和駒場店の店舗建て替えに併せて、ひかりや書店等と駐車場を共有する商業施設にするため

2 届出年月日

平成15年6月6日

3 届出等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道網走支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年6月20日（金）から10月20日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

北海道告示第1115号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により市町村から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成15年 6 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

いちまる中札内バルティー店

河西郡中札内村大通南 6 丁目 3 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社いちまるカンパニー 代表取締役 加藤 裕功

帯広市西 5 条南34丁目12番地

3 市町村から聴取した意見

- (1) 隣接に中札内小中学校があることから、児童生徒のいちまる中札内バルティー店利用について各学校との情報交換連携を密に行うこと。
- (2) 隣接に中札内小中学校があり、国道村道は児童生徒の通学路になっていることから、交通安全に配慮した管理、運営に努めること。
- (3) 国道に接し信号や交差点が多いことから交通安全対策について十分配慮すること。
- (4) 駐車場出入口での一時停止の徹底
- (5) 村道の搬出入車両専用取付道路開閉等の管理の徹底
- (6) 催事等開催時における交通整理員の配置
- (7) 廃棄物の発生を抑制し、資源リサイクルに努め、自らの責任において廃棄物の適正な処理をすること。
- (8) 生ゴミ等の処理について、管理を含めて、腐敗、悪臭の生じないよう適正に処理すること。
- (9) 廃棄物の収集、運搬又は処理を自ら処理することができないときは、村が許可した業者に委託し行うこと。
- (10) 来店者等が排出するゴミ等についても、散乱を防止し、周辺環境の清掃に努めること。
- (11) 看板などの数は、必要最小限に留めるとともに、大きさ、色に十分配慮すること。
- (12) 周辺環境との調和を図るとともに、植樹や緑化等景観に十分配慮すること。
- (13) 雨水が敷地外に流出しないよう敷地内の処理対策を十分に講ずること。
- (14) 素堀側溝を縦断管に敷設替える際には、近年の驟雨傾向を十分考慮すること。

4 意見の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道十勝支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年 6 月20日（金）から 7 月22日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

北海道告示第1116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年 6 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成15. 6. 11	江別土地改良区
同	当別土地改良区
同 15. 6. 10	渡島平野土地改良区

北海道告示第1117号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年 6 月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年 6 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
入 沢	中山間地域総合農地防災（農業用排水、土留工、農地保全施設）	北海道渡島支庁
オホーツク湧別	中山間地域総合整備（農道、暗きょ、農用地改良	北海道網走支庁
	保全）	

北海道告示第1118号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成15年 6 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

同意年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
-------	-------	-----	-------

平成15. 6.11	大 樹 町	大 和	基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水）
同	広 尾 町	紋別南	同（農道）

北海道告示第1119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年6月11日、豊頃町を行う土地改良（十弗西地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の土地改良事業計画の変更に同意した。

平成15年6月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1120号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年6月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所 紋別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
在場所
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 保安林予定森林の所 紋別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
在場所
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 保安林予定森林の所 紋別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

在場所

(2) 指 定 の 目 的 公衆の保健

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び紋別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 4(1) 保安林予定森林の所 紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

在場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び滝上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
滝上町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び滝上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 6(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び滝上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1121号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成15年6月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 紋別郡興部町字興部1251の3・1251の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道網走支庁経済部林務課及び興部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1122号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により告示する。

平成15年6月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 処分をした年月日 平成15年6月3日
- 2 処分を受けた者
商号又は名称及び代表者の氏名 主たる営業所の所在地 建設業の許可の番号
株式会社マルトヨ 函館市湯浜町10番27号 般・特 - 12
渡島土木 渡第1198号
大 安 儀 三 郎
- 3 処分の内容
(1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事の範囲を限定せず、営業の全部の停止
(2) 営業停止の期間 平成15年6月23日から7月12日までの20日間
- 4 処分の原因となった事実
法人税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）第159条及び第164条）

北海道告示第1123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成15年6月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 施行者の名称 美唄市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 美唄奈井江都市計画道路事業（3・4・5号あかしあ通）
- (3) 事業施行期間 平成15年6月20日から平成20年3月31日まで

(4) 事業地 収用の部分	美幌市西3条北5丁目、西3条北6丁目、西3条北7丁目、西4条北5丁目、西4条北6丁目及び西4条北7丁目地内
2(1) 施行者の名称	千歳市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	千歳恵庭圏都市計画道路事業（7・5・53号28号中通及び7・5・51号11線中通）
(3) 事業施行期間	平成15年6月20日から平成17年3月31日まで
(4) 事業地 収用の部分	千歳市清流2丁目、清流3丁目及び清流8丁目地内
3(1) 施行者の名称	七飯町
(2) 都市計画事業の種類及び名称	函館圏都市計画道路事業（3・4・417号鳴川中央通）
(3) 事業施行期間	平成15年6月20日から平成20年3月31日まで
(4) 事業地 収用の部分	北海道亀田郡七飯町字鳴川町地内
4(1) 施行者の名称	室蘭市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	室蘭圏都市計画道路事業（8・7・206号東室蘭自由通路及び3・4・217号市場通）及び室蘭圏都市計画駐車場事業（1号東町パークアンドライド駐車場）
(3) 事業施行期間	平成15年6月20日から平成20年3月31日まで
(4) 事業地 収用の部分	室蘭市中島町3丁目及び東町2丁目地内
5(1) 施行者の名称	士別市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	士別都市計画道路事業（3・4・18号若葉通）
(3) 事業施行期間	平成15年6月20日から平成20年3月31日まで
(4) 事業地 収用の部分	士別市西3条19丁目、西2条19丁目、西1条19丁目、大通西19丁目、大通東19丁目、東2条19丁目、西3条20丁目、西2条20丁目、西1条20丁目、大通西20丁目、大通東20丁目及び東2条20丁目地内

6(1) 施行者の名称	帯広市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	帯広圏都市計画道路事業（3・4・32号玄武通及び3・3・7号石狩通）
(3) 事業施行期間	平成15年6月20日から平成22年3月31日まで
(4) 事業地 収用の部分	帯広市西15条北1丁目、西15条北2丁目、西15条北3丁目、西15条北4丁目及び西16条北1丁目地内

北海道告示第1124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成15年6月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 施行者の名称	札幌市
2 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画公園事業 8・5・1号 旭山記念公園
3 事業の施行期間	平成15年6月20日から平成20年3月31日まで
4 事業地 (1) 収用の部分	札幌市中央区界川4丁目
(2) 使用の部分	札幌市中央区界川4丁目地先

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第35条の規定に基づき、次のとおり休業の届出があった。なお、同法第36条第1項の規定による当該漁業の休業中の許可の申請期間は、平成15年6月20日から7月4日までとする。

平成15年6月20日

北海道知事 高橋 はるみ

漁業の名称	漁場の位置	漁業権番号	休業期間	漁業権者の住所及び氏名又は名称
さけ定置漁業	函館市地先	函さけ定第1号	平成15年9月1日から12月17日まで	函館市石崎町663番地 荒木 健 外112名
同	同	函さけ定第2号	平成15年9月1日から12月17日まで	函館市石崎町663番地 荒木 健 外112名

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第12号

次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成15年6月20日

北海道石狩支庁長 渡 部 道 博

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1 住 所 | 札幌市北区新琴似8条1丁目3-5-608 |
| 2 商号又は名称 | キャッシングアイル |
| 3 氏 名 | 藤井 智樹 |
| 4 登録番号 | 北海道知事(1)石第02467号 |
| 5 主たる営業所の所在地 | 札幌市中央区北4条西2丁目 AIビル4階 |
| 6 従たる営業所の名称及び所在地 | なし |

北海道渡島支庁告示第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年6月20日

北海道渡島支庁長 前 田 晃

- | | |
|----------------------|--------------------------------------|
| 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 山越郡長万部町字大浜48-2、49-2、59-1、59-3、60-23 |
| 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 室蘭市中島町4丁目12-2
株式会社 大東 代表取締役 丹山 春雄 |
| 3 開発許可年月日及び番号 | 平成14年12月9日 渡建指第14-2号 |

道 函 館 土 木 現 業 所 告 示

北海道函館土木現業所告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年6月20日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

工 事 名 道道函館南茅部線道路改良（新川汲トンネル）工事
工 事 概 要 トンネル延長 L=2,056メートル

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から平成19年8月30日まで

(4) 履 行 場 所 北海道函館市及び北海道亀田郡南茅部町

(5) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する一般土木工事の資格を有すること。

(2) 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

(3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

(4) 単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）であって、単体企業にあってはアの要件を、特定企業体にあってはイの要件をすべて満たしていること。

ア 単体企業の要件

(ア) 2の(1)の資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、1,020点以上であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第17条に規定する特定建設業者であり、かつ、本工事に対応する建設業の種類について、その許可を受けて4年以上当該建設業を営んでいること。

(ウ) 過去10年間（平成5年度以降）に、NATM工法による内空断面45平方メートル以上、延長700メートル以上で、吹き付け断熱材による凍結対策を伴った道路トンネル工事を元請として施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

(エ) 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有する者を工事に専任で配置できること。

(オ) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

(カ) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

イ 特定企業体の要件

(ア) 特定企業体は、アの(エ)及び(オ)の要件をすべて満たしていること。

(イ) 特定企業体の構成員は、2の(1)から(3)まで、アの(ア)から(エ)まで及び(カ)の要件をすべて満たしていること。

(ウ) 構成員の数は、2社又は3社であること。

(エ) 各構成員の出資比率は、均等割りの10分の6以上であること。

(オ) 特定企業体の代表者は、アの(ア)の評定数値が構成員中最高であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。

(カ) 本工事の入札に参加する特定企業体の構成員は、単体企業又は他の特定企業体の構成員として参加する者でないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有する者かどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年6月20日（金）から30日（月）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道函館土木現業所企画総務部工事契約課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所企画総務部工事契約課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎東棟3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041 - 8554 北海道函館土木現業所企画総務部工事契約課）

(2) 入札日時 平成15年8月7日（木）午前9時30分（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する者で、過去2年間に国（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ、証明した者であり、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、共同企業体の場合にあっては、その構成員の1社以上が、規模を除いてこの条件に該当するものであるとき。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じとする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道函館土木現業所企画総務部工事契約課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 予定価格等

(1) 予定価格 4,967,035,500円（消費税等を含む。）

(2) 低入札価格調査制度に係る基準価格
設定している。

(3) 入札の執行回数は1回とし、再度の入札は行わない。

(4) 最低価格の入札者は、入札終了後、速やかに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

なお、工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、入札の効力に影響を及ぼすものではない。

(5) 入札執行の際、入札者が1者以下の場合は、入札を中止する。

12 その他

(1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

(2) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道函館土木現業所企画総務部工事契約課

イ 所在地 郵便番号 041-8554 北海道函館市美原4丁目6番16号

電話番号 0138-47-9000 内線 4138

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

A . Subject matter of the contract : Construction works of Hokkaido road Hakodate

Minamikayabe Route Roadreformation (Sinkakkumi-tunnel) Works (Length) 2,056.0m

B . Bid tendering date and time : 9:30 A.M., August 7 2003

C . Contact point for the notice : Construction Contracts Division Planning and General

Affairs Department Hakodate District Public Works Management Office : 16-Gou

6-Ban 4-Choume Mihara Hakodate Hokkaido, 041-8554 Japan

Phone : 0138-47-9000 Extension 4138

道稚内土木現業所告示

北海道稚内土木現業所告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年6月20日

北海道稚内土木現業所長 鷲田 宏一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック（10t級、6×6、S・G・2W付1台、S・G付1台）

交換契約により除雪トラック1台（10t級）及び除雪トラック1台（7t級）を契約の相手方に供し、除雪トラック2台（10t級、6×6、S・G・2W付1台、S・G付1台）を当該契約の相手方から調達する。

イ ロータリ除雪車（2.2m・2,300t/h級） 1台

交換契約によりロータリ除雪車1台（300PS級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台（2.2m・2,300t/h級）を当該契約の相手方から調達する。

ウ ロータリ除雪車（2.6m・3,400t/h級） 1台
交換契約によりロータリ除雪車1台（350PS級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台（2.6m・3,400t/h級）を当該契約の相手方から調達する。

エ 除雪トラック（7t級、4×4、S・タンク付） 1台
交換契約により除雪トラック1台（7t級）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（7t級、4×4、S・タンク付）を当該契約の相手方から調達する。
アからエまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納入期限 平成15年11月28日
(4) 納入場所 北海道稚内土木現業所長の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。
(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年6月20日から7月15日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097 - 8585 北海道稚内市末広4丁目2番27号
北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道稚内市末広4丁目2番27号 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道稚内市末広4丁目10番27号 北海道宗谷合同庁舎3階
入札室（送付による場合は、郵便番号 097 - 8585 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入札日時 平成15年7月30日 午後2時（送付による場合は、平成15年7月29日必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道稚内市末広4丁目2番27号
北海道稚内土木現業所企画総務部総務課
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道稚内土木現業所企画総務部総務課

イ 所在地 郵便番号 097 - 8585 北海道稚内市末広4丁目2番27号

電話番号 0162 - 33 - 2510 内線 4114

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の入札執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the products to be purchased :

- a . Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow : 1 Attaching one-way snow plow and snow scraper blade : 1) Quantity 2
- b . Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.2 meters, Maximum snow removing capacity : 2,300 tons per an hour class) Quantity 1
- c . Rotary Snow Remover (Rotary plow length 2.6 meters, Maximum snow removing capacity : 3,400 tons per an hour class) Quantity 1
- d . Snow Removing Truck with Water Sprinkler (7 tons class, 4 wheels-drive. Attaching one-way snow plow : 1) Quantity 1

B . Date and time for tender : 2 : 00 P. M., July 30, 2003

C . Contact point of notice: General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Wakkanai District Public Works Management Office, 2-27, Suehiro 4-chome, Wakkanai, Hokkaido, 097-8585 Japan
Phone : 0162-33-2510 Extension 4114

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。
平成15年6月20日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

(平成14年12月分)

政党の支部であるか否かの別	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
政 党	自由民主党北海道札幌市東区第一支部	札幌市東区北23条東15丁目5 - 25	大崎 誠子	勝 然 修 司	事務局
否	秋山こうじ後援会連合会	同 中央区南1条西5丁目8番地 愛生館ビル301号室	秋 山 孝 二	秋 山 孝 二	同
同	大崎誠子後援会	同 東区北23条東15丁目5 - 25	滝 沢 清 吉	五十嵐 英彦	同
同	細川正人幌西後援会	同 中央区南11条西14丁目2 - 26	細 川 正 人	細 川 京 子	同
同	織田のぶよしはまなす連合後援会	石狩市花川南3条5丁目23 - 22	福 田 勲	坂 井 健 吉	石狩支所
同	山本由美子後援会	江別市見晴台86 - 10	岩 崎 豊 子	小 林 ゆかり	同
同	米林ひろあき後援会	石狩市樽川91番地146	越 田 弘 道	米 林 信 子	同
政 党	自由民主党北海道渡島支庁第二支部	松前郡松前町字朝日495 - 8	川 村 正	住 吉 武 史	渡島支所
否	石寺こうじ上磯町後援会	上磯郡上磯町昭和1丁目1番1号	菊 池 謙 郎	山 名 重 正	同
同	同 八雲後援会	山越郡八雲町富士見町133番地	加 藤 光 久	牧 野 均	同
同	小山直子と歩む会	函館市中島町2番8号	武 啓 子	石 山 正	同
同	日野みか子後援会	上磯郡上磯町七重浜4丁目20番18号	首 藤 義 美	後 藤 隆	同
同	福原賢孝と松山の未来を創る会	檜山郡江差町字橋本町97	福 原 賢 孝	葛 西 美喜雄	檜山支所
同	福原賢孝連合後援会	同	出 崎 辰 男	片 石 幸 雄	同
政 党	自由民主党北海道小樽市第二支部	小樽市オタモイ1丁目8番1号	中 村 岩 雄	坂 東 浄	後志支所
否	井川浩子後援会	同 銭函2丁目41番7号	伊 藤 正 直	佐々木 久雄	同
同	磯田りゅういち後援会	虻田郡倶知安町字八幡422	磯 田 龍 一	石 塚 龍 二	同
同	倶知安の明日を拓く会	同 南2条東1丁目16 - 3	伊 藤 弘	岡 本 晃 治	同

否	倉田万佐子後援会	小樽市住吉町3番1202号	倉田万佐子	前川優子	後志支所
同	グローバルネット・小樽	同 稲穂1丁目6番201	森井秀明	坂上友紀	同
同	小前まち子後援会	同 住ノ江1丁目7番4号	小前真智子	三浦栄子	同
同	坂上ゆき後援会	同 桜1丁目15番13号	坂上友紀	坂上トシ子	同
同	もりい秀明後援会	同 稲穂1丁目6番201	森井秀明	三浦晃嗣	同
同	岡田陽子後援会	滝川市西町5の5の22	成田美恵子	松前育代	空知支所
同	さとう俊夫後援会	同 本町5丁目6番6号	佐藤俊夫	佐々木春子	同
同	柴田壹隆君を育てる会	雨竜郡秩父別町1546-19	田中常夫	四十坊尚	同
同	長谷川秀樹後援会	樺戸郡新十津川町字弥生31番地2	菅原輝一	大久保博康	同
同	広川丈夫後援会	空知郡北村字美唄達布4290	上條耕一	川崎文夫	同
同	柳万末広後援会	赤平市若木町北7-13	相良主彦	相澤節子	同
同	梅沢文敏と歩む会	留萌市見晴町1丁目87-15	青山重信	佐藤春雄	留萌支所
同	森利男後援会	苫前郡苫前町字苫前285番地	菊地暢	谷口順清	同
同	河合武久後援会	稚内市朝日3丁目2185番14 錦ビル内	佐藤国一郎	窪田勝憲	宗谷支所
同	武部勤稚内市連合後援会	同 港1丁目4番2号 自由会館内	井須孝誠	山口義昭	同
同	大崎清茂後援会	網走市駒場南8丁目13番16号	川村勝正	大崎静江	網走支所
同	近藤哲雄後援会	網走郡女満別町字開陽124番地	大橋勝治	渡辺誠	同
同	高橋まさゆき後援会	網走市潮見7丁目3番8号	高橋政行	高橋朋子	同
同	たかや弘志後援会	同 字潮見49番地の8	高谷弘志	小林民義	同
同	中崎たかとし後援会	北見市上ところ262-1	河野栄	東龍児	同
同	二保正光後援会	常呂郡常呂町字常呂461番地	二保正光	中島英司	同
同	本吉春雄と元気の出るまちづくり後援会	紋別郡遠軽町大通南2丁目3-20	本吉春雄	本吉春雄	同
同	氏家ゆうじ後援会	白老郡白老町字石山17-203	氏家裕治	伊藤清春	胆振支所
同	熊谷克己後援会	苫小牧市桜木町1丁目14番5号	山下祐吉	堀江純	同
同	熊谷克己と歩む会	同	熊谷克己	同	同
同	とりこし浩一と街を奏でる友の会	苫小牧市汐見町1丁目2番21号	鳥越浩一	鳥越浩一	同
同	中島久栄後援会	同 字沼ノ端168-133	中島久栄	中島千恵子	同
同	日本共産党平田えみ子後援会	登別市中央町3-6-2	渡部雅子	藤井孝三	同
同	のづて幸一幸政会	苫小牧市明野新町5丁目18番30号 アプロスビル内	野津手幸一	野津手真知子	同
同	星しなお後援会	勇払郡早来町大町134-1	星志直	星ひろ子	同
同	佐藤利明後援会	浦河郡浦河町東町うしお1-10-13	佐藤利明	佐藤宗二	日高支所
同	椎名徳次後援会	新冠郡新冠町字節婦265-2	椎名徳次	椎名てる子	同
同	たかせ典幸日高連合後援会	静内郡静内町御幸町1-1-63	高瀬典幸	設楽慶一	同
同	浅野克哉後援会	上川郡清水町南2条6丁目7番地	大谷孝明	大沢益男	十勝支所
同	橋本てるあき後援会	同 字清水第5線36番地	只野敏彦	橋本千子	同

否	康子ひまわりの会	上川郡清水町字熊牛49番地	杉野和雄	山本一治	十勝支所
同	くしろに新風の会	釧路市北大通3丁目7番5号	池田泰代	輪島勝次	釧路支所
同	釧路の明るい未来を創る会	同 浪花町13丁目2番1号	矢口正光	児玉雅裕	同
同	小松しげる釧路町後援会	釧路郡釧路町昆布森3丁目44番地	小西久年	森伸一郎	同
同	新世紀翔風会	同	天坂満雄	同	同
同	谷口ひろむ後援会	厚岸郡厚岸町字真栄町3条46番地	小野寺孝一	池田幸男	同
同	たみや勤司後援会	同 梅香町2丁目10番地1	永井儀雄	田宮滋子	同

北海道選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。

平成15年6月20日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三
(平成14年12月分)

政治団体の名称	異動事項	異動		届出先
		新	旧	
自由民主党北海道札幌市清田区第三支部	会計責任者の氏名	橘 弘	宮村光次	事務局
自由民主党北海道第五選挙区支部	主たる事務所の所在地	札幌市厚別区厚別中央3条5丁目8-20	札幌市厚別区厚別中央2条3丁目8番10号	リレント新札幌ビル4階
同 福祉支部	同	同 白石区本郷通1丁目南1番8号	札幌市北区太平12条5丁目2-5	コモデヴィル2F
小野正美連合後援会	代表者の氏名	清水信夫	寺内寿夫	同
同	会計責任者の氏名	中村正憲	前田清彦	同
かみせと正則後援会	主たる事務所の所在地	札幌市白石区東札幌5条3丁目2-31	札幌市白石区東札幌4条4丁目2-9	同
馬場泰年後援会	同	同 北郷2条6丁目5番3号	同 北郷4条8丁目2番5号	同
藤川まさし後援会	同	同 中央区北6条西26丁目1番33号	同 中央区北6条西26丁目1番33号	26K・Iビル202号
同	代表者の氏名	佐々木 信一	平野博宣	同
堀達也と連帯する21世紀の会	会計責任者の氏名	山本信夫	井東保	同
宮村もと子連合後援会	同	橘 弘	宮村光次	同
もと子の会	同	同	同	同
横山充洋連合後援会	主たる事務所の所在地	札幌市中央区北2条西3丁目1番地	札幌市白石区本通9丁目北4-1	敷島ビル8F 白石ビル1階
連合北海道政治・政策を推進する会	代表者の氏名	峯後樹雄	船水博	同
同	会計責任者の氏名	松浦俊一	桜田憲治	同
和田敬友後援会	主たる事務所の所在地	札幌市西区西町南8丁目2-11	札幌市西区西野2条2丁目5番7号	ロイヤル三王ビル内

あなたの思いを市政にとどける会	主たる事務所の所在地	恵庭市戸磯270番地の2	恵庭市柏陽町3丁目18番地1	石狩支所
桐井のぶゆき後援会	政治団体の名称	桐井のぶゆき後援会	きりいのぶゆき後援会	同
さわおか信広連合後援会	代表者の氏名	浪越秀行	花井正勝	同
小さな声を市政にとどける会	主たる事務所の所在地	恵庭市戸磯270番地の2	恵庭市柏陽町3丁目18番地1	同
同	代表者の氏名	村本重雄	新谷新一	同
同	会計責任者の氏名	松田智子	尾村孝	同
細見正美後援会	代表者の氏名	沢田 劼	白峰亀義	同
自由民主党長万部支部	主たる事務所の所在地	山越郡長万部町字長万部402番地	山越郡長万部町字長万部147 高森方	渡島支所
同	代表者の氏名	山本豊次	中兼敏春	同
同	会計責任者の氏名	森 道幸	小町秀司	同
斉藤博連合後援会	主たる事務所の所在地	函館市梁川町18番22号	函館市松風町4-10	同
よこやま信一後援会	同	同 千代台町2番5号	同 昭和2丁目27番10号	同
国沢いさお後援会	主たる事務所の所在地	檜山郡江差町字新地町51-5	檜山郡江差町字中歌町199番地の5	檜山支所
同 大成町後援会	代表者の氏名	中野忠幸	高畑 実	同
自由民主党倶知安支部	主たる事務所の所在地	虻田郡倶知安町北3条東1丁目 さくい繁樹事務所内	虻田郡倶知安町南3条東1丁目	後志支所
同	代表者の氏名	川上正宏	佐藤時雄	同
竹田かずあき後援会	同	井上静二	吉川幸子	同
岩見沢の未来を創る会	主たる事務所の所在地	岩見沢市6条西3丁目 5条プラザ1階	岩見沢市4条西2丁目11-1	空知支所
同	会計責任者の氏名	太田博之	菅野聖人	同
おくやま裕章連合後援会	政治団体の名称	おくやま裕章連合後援会	おくやま裕章と歩むいきいき市民の会	同
同	会計責任者の氏名	茂内良一	津田正幸	同
北野正男後援会	主たる事務所の所在地	空知郡北村字中小屋4666番地	空知郡北村字中小屋4653番地	同
つづき俊一後援会	同	樺戸郡新十津川町字花月484番地1	樺戸郡新十津川町字花月46番地2	同
同	代表者の氏名	浅川博雅	松原一穂	同
同	会計責任者の氏名	松倉寿人	浅川博雅	同
釣部勲上砂川後援会	代表者の氏名	上田 達	藤井農夫也	同
森まさる後援会	主たる事務所の所在地	夕張郡栗山町字湯地90-91	夕張郡栗山町湯地83-36	同
同	代表者の氏名	福澤光夫	坂内辰雄	同
わたなべ孝一後援会	政治団体の名称	わたなべ孝一後援会	渡辺孝一後援会	同
同	主たる事務所の所在地	岩見沢市6条西3丁目 5条プラザ1階	岩見沢市4条西2丁目11-1	同
同	会計責任者の氏名	太田博之	菅野聖人	同
自由民主党朝日支部	同	池田清美	伊藤隆雄	上川支所
自由民主党北海道衆議院比例区第一支部	主たる事務所の所在地	旭川市1条11丁目2076-1	旭川市1条11丁目右1号	同

英山会	主たる事務所の所在地	旭川市1条11丁目左8号	旭川市1条11丁目左1号 ASTビル	上川支所
金田えいこう旭川市連合後援会	同	同	同 1条11丁目右1号	同
同 連合後援会	同	同	上川郡美瑛町幸町2丁目4番8号	同
たけうち英順当麻町後援会	代表者の氏名	善光英治	菊川健一	同
同 中富良野町後援会	主たる事務所の所在地	空知郡中富良野町南町8番9号	空知郡中富良野町字中富良野市街地 森井宅	同
同	代表者の氏名	矢原俊英	和田英一	同
同	会計責任者の氏名	高橋光夫	矢原俊英	同
同 東川町後援会	同	成田隆	能沢勇	同
自由民主党遠別支部	同	早川智	兼平忠義	留萌支所
上山利勝後援会	主たる事務所の所在地	天塩郡幌延町5条南2丁目1-14	天塩郡幌延町3条南1丁目	同
吉田正人連合後援会	同	稚内市港1丁目4番2号 自由会館1F	稚内市中央3丁目15番5号 有限会社グローリー 開発内	宗谷支所
岩野隆後援会	同	北見市番場町1番32号	北見市三輪424番地の21	網走支所
同	会計責任者の氏名	岩野由美子	杉山定憲	同
かつらだ鉄三後援会	同	桂田正二	佐々木英一	同
自由民主党壮警支部	同	斉藤慧	堀口一夫	胆振支所
同 北海道第九選挙区支部	同	佐藤正	阿久津修一	同
あべ勝好後援会	同	生稲隆	徳井宏一	同
大久保昇後援会	同	江良義春	兒玉威	同
大村喬俊後援会	同	平田和美	目黒誠貴	同
大山かおる後援会	代表者の氏名	山田幸雄	井川清明	同
神戸典臣追分後援会	会計責任者の氏名	重平優則	杉村武男	同
同 大滝後援会	主たる事務所の所在地	有珠郡大滝村字優徳町66-15	有珠郡大滝村字優徳46 星野方	同
同	代表者の氏名	田淵明	星野芳樹	同
同	会計責任者の氏名	横山敏昭	小林健六	同
同 穂別町後援会	主たる事務所の所在地	勇払郡穂別町字穂別81-10 遠藤建設内	勇払郡穂別町字穂別10-1 中村砂利内	同
同	代表者の氏名	星美典	東栄吉	同
同	会計責任者の氏名	野見良治	中村泰晴	同
小林洋一後援会	主たる事務所の所在地	苫小牧市澄川町4丁目2番5号	苫小牧市幸町1丁目3番19号	同
同	代表者の氏名	平田栄洋	早坂洋	同
小林洋一と歩む会	会計責任者の氏名	田村寿	服部正己	同
日本共産党しまだ五月後援会	代表者の氏名	井澤明宏	野呂一誠	同
ひと・まち・みなと山本まさのりと歩む市民の会	政治団体の名称	ひと・まち・みなと山本まさのりと歩む市民の会	山本まさのり後援会	同
ひと・まち・みなと山本まさのりと歩む市民の会	代表者の氏名	芝垣美男	皆本源八郎	同

北海道友愛政経懇話会	政治団体の名称	北海道友愛政経懇話会	室蘭友愛政経懇話会	胆振支所
同	代表者の氏名	芳賀大輔	藤野哲也	同
自由民主党門別支部	同	牛丸昭吉	山口芳雄	日高支所
日本共産党日高地区委員会	同	菅原厚三	荻野節子	同
酒井芳秀静内町連合後援会	主たる事務所の所在地	静内郡静内町青柳町1-9-1	静内郡静内町山手町3-11-8	同
同 日高連合後援会	同	同	同	同
自由民主党釧路市支部	代表者の氏名	蝦名大也	伊東良孝	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年6月20日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三
(平成14年12月分)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先
小野正美企業後援会	小野正美	平14.12.27	事務局
札幌友愛政経懇話会	奥野雅人	同14.10.31	同
松浦いさお北海道後援会	矢地広三	同14.12.5	同
自由民主党福島支部	岡本寿一	同14.12.2	渡島支所
鍵谷宏後援会	牧野秀勝	同14.11.19	同
片石鉄彦後援会	隅谷義市	同14.12.26	檜山支所
東静雄を育てる会	関根賢司	同14.12.22	空知支所
岡田陽子後援会	岡田陽子	同14.12.19	同
平田喜一後援会	出村文男	同14.12.25	同
深川市を愛する市民の会	曾賀良弘	同14.12.15	同
自由民主党北海道旭川市第二支部	東国幹	同14.12.1	上川支所
しおじり伸司後援会	大橋勤三	同12.12.29	同
みどりの大地の会	塩尻伸司	同11.6.1	同
梅沢文敏と歩む会	関野義己	同8.8.30	留萌支所

たかはし信郎後援会	杉山弘太	同12.12.20	同
高橋信郎を励ます会	高橋信郎	同	同
てんや孝行後援会	天谷孝行	同11.5.30	同
大崎清茂後援会	川村勝正	同11.6.1	網走支所
本吉春雄と元気の出るまちづくり後援会	本吉春雄	同11.12.31	同
中島久栄後援会	中島久栄	同13.12.20	胆振支所
のづて幸一幸政会	野津手幸一	同11.4.30	同
鳩山由紀夫東胆振連合後援会	伊藤長英	同14.10.31	同
同 日高連合後援会	武田隆雄	同	日高支所
義翔会	滝沢義一	同14.11.29	釧路支所
滝沢義一鶴居村後援会	植田晃雄	同14.12.24	同
同 連合後援会	鈴木不二男	同14.11.29	同
谷口ひろむ後援会	浜熊吉	同14.11.30	同
たみや勤司後援会	多田光正	同	同

北海道選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年6月20日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

(平成14年12月分)

資金管理団体の届出をした者	資	金	管	理	団	体	届出先
氏名	公職の種類	政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名			
秋山孝二	札幌市長	秋山こうじ後援会連合会	札幌市中央区南1条西5丁目8番地	愛生館ビル301号室	秋山孝二	事務局	

福原賢孝	北海道議会議員	福原賢孝と松山の未来を創る会	檜山郡江差町字橋本町97	福原賢孝	檜山支所
磯田龍一	倶知安町議会議員	磯田りゅういち後援会	虻田郡倶知安町字八幡422	磯田龍一	後志支所
伊藤弘	倶知安町長	倶知安の明日を拓く会	同 南2条東1丁目16-3	伊藤弘	同
倉田万佐子	小樽市議会議員	倉田万佐子後援会	小樽市住吉町3番1202号	倉田万佐子	同
高橋政行	網走市議会議員	高橋まさゆき後援会	網走市潮見7丁目3番8号	高橋政行	網走支所
二俣正光	常呂町長	二俣正光後援会	常呂郡常呂町字常呂461番地	二俣正光	同
本吉春雄	遠軽町議会議員	本吉春雄と元気の出るまちづくり後援会	紋別郡遠軽町大通南2丁目3-20	本吉春雄	同
氏家裕治	白老町議会議員	氏家ゆうじ後援会	白老郡白老町字石山17-203	氏家裕治	胆振支所
熊谷克己	苫小牧市議会議員	熊谷克己と歩む会	苫小牧市桜木町1丁目14番5号	熊谷克己	同
鳥越浩一	同	とりこし浩一と街を奏でる友の会	同 汐見町1丁目2番21号	鳥越浩一	同
中島久栄	同	中島久栄後援会	同 字沼ノ端168-133	中島久栄	同
野津手幸一	北海道議会議員	のづて幸一幸政会	同 明野新町5丁目18番30号 アプロスビル内	野津手幸一	同
星志直	早来町議会議員	星しなお後援会	勇払郡早来町大町134-1	星志直	同
渡辺敏明	苫小牧市議会議員	渡辺としあき後援会	苫小牧市三光町1丁目11-6	渡辺敏明	同
佐藤利明	浦河町議会議員	佐藤利明後援会	浦河郡浦河町東町うしお1-10-13	佐藤利明	日高支所
椎名徳次	新冠町議会議員	椎名徳次後援会	新冠郡新冠町字節婦265-2	椎名徳次	同
高瀬典幸	北海道議会議員	たかせ典幸日高連合後援会	静内郡静内町御幸町1-1-63	高瀬典幸	同

北海道選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。

平成15年6月20日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三
(平成14年12月分)

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		代表者の氏名	届出先	
氏名	公職の種類		新	旧			
横山充洋	札幌市長	横山充洋連合後援会	主たる事務所の所在地	札幌市中央区北2条西3丁目1番地 敷島ビル8F	札幌市白石区本通9丁目北4-1 白石ビル1階	横山充洋	事務局
浜田紀代子	恵庭市議会議員	あなたの思いを市政にとどける会	同	恵庭市戸磯270番地の2	恵庭市柏陽町3丁目18番地1	浜田紀代子	石狩支所
桐井信征	当別町議会議員	桐井のぶゆき後援会	資金管理団体の名称	桐井のぶゆき後援会	きりいのぶゆき後援会	桐井信征	同
横山信一	北海道議会議員	よこやま信一後援会	主たる事務所の所在地	函館市千代台町2番5号	函館市昭和2丁目27番10号	横山信一	渡島支所
渡邊孝一	岩見沢市長	岩見沢の未来を創る会	同	岩見沢市6条西3丁目5条プラザ1階	岩見沢市4条西2丁目11-1	渡邊孝一	空知支所
奥山裕章	北海道議会議員	おくやま裕章連合後援会	資金管理団体の名称	おくやま裕章連合後援会	おくやま裕章と歩むいきいき市民の会	奥山裕章	同

北野正男	北村議会議員	北野正男後援会	主たる事務所の所在地	空知郡北村字中小屋4666番地	空知郡北村字中小屋4653番地	北野正男	同
金田英行	衆議院議員	英山会	同	旭川市1条11丁目左8号	旭川市1条11丁目左1号 ASTビル	金田英行	上川支所
岩野隆	北見市議会議員	岩野隆後援会	同	北見市番場町1番32号	北見市三輪424番地の21	岩野隆	網走支所
山本雅紀	北海道議会議員	山本雅紀政経研究会	公職の種類	北海道議会議員	室蘭市議会議員	山本雅紀	胆振支所
伊東良孝	釧路市長	北海道政経研究会	同	釧路市長	北海道議会議員	伊東良孝	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年6月20日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三
(平成14年12月分)

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定取消年月日	届出先
小野正美	札幌市議会議員	小野正美企業後援会	札幌市手稲区富丘1条7丁目14-10	小野正美	平14.12.27	事務局
曾賀良弘	深川市長	深川市を愛する市民の会	深川市西町8-27	曾賀良弘	同14.12.15	空知支所
塩尻伸司	旭川市議会議員	みどりの大地の会	旭川市永山2条5丁目	塩尻伸司	同11.6.1	上川支所
高橋信郎	留萌市議会議員	高橋信郎を励ます会	留萌市千鳥町1丁目12番地 オフィスルモイ内	高橋信郎	同12.12.20	留萌支所
天谷孝行	同	てんや孝行後援会	同 本町3丁目	天谷孝行	同11.5.30	同
本吉春雄	遠軽町議会議員	本吉春雄と元気の出るまちづくり後援会	紋別郡遠軽町大通南2丁目3-20	本吉春雄	同11.12.31	網走支所
中島久栄	苫小牧市議会議員	中島久栄後援会	苫小牧市音羽町2-12-12	中島久栄	同13.12.20	胆振支所
野津手幸一	北海道議会議員	のづて幸一幸政会	同 柏木町1丁目23番8号	野津手幸一	同11.4.30	同
滝沢義一	同	義翔会	釧路郡釧路町桂4-15	滝沢義一	同14.11.29	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政党支部の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年6月20日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

(平成14年12月分)

当該政治団体を支部とする政党の名称 (政党本部の名称)	政党の支部の名称	主たる活動区域が1以上の市町村又は選挙区の区域を単位として設けられる支部であるか否かの別	届出先
自由民主党本部	自由民主党北海道札幌市東区第一支部	有	事務局
同	同 渡島支庁第二支部	同	渡島支所
同	同 小樽市第二支部	同	後志支所

北海道選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、平成15年4月1日以後は、同法第8条の規定の適用については同法第6条第1項の規定による届出をしていないものとみなされたので、同法第17条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年6月20日

政治団体の名称	北海道選挙管理委員会委員長 土屋 良三		
	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
自由民主党北海道福祉支部	西口 順	中永 富美子	事務局
伊藤知光後援会	高橋 繁一	深川 俊三	同
環境保護団体日本の風北海道支社	淀谷 功	藤本 政樹	同
札幌市くらしと経済研究会	村上 勝志	横畠 耕二	同
伊達忠一連合後援会	泉 誠二	松崎 耕治	同
日本共産党児玉健次後援会	中山 幸蔵	金子 賢朗	同
パイオニア倶楽部	伊藤 知光	秋田谷 順介	同
部落解放全国連絡協議会北海道本部	淀谷 功	藤本 政樹	同
民族団体草莽塾	坪岡 公康	山田 文彦	同
成田敏彦後援会	紺田 保夫	中東 浩二	石狩支所
北国谷つとむ後援会	藤丸 勇太郎	武藤 良一	同
上野たけひこ後援会	村上 定	秋田 良子	渡島支所
笠井敬吾後援会	吉田 修一	渥美 美代	同
佐々木ひでき後援会	岡田 美智代	佐々木 由江	同
政治経済研究所	奈良岡 俊介	今 真子	同
谷杉正寿君を励ます会	嵐 幸治	高村 五恭	同
新聞一夫後援会	鳴海 正	新聞 隆	同
函館政経懇話会	畠山 博	青山 務	同
畠山博連合後援会	帰山 一弥	奈良岡 俊介	同
みなと貞治後援会	工藤 長一	湊 文隆	同
自由民主党今金支部	瀧澤 忠一	中野 三郎	檜山支所
自由民主党奥尻支部	大谷 実	道下 久一	同
太田環後援会	太田 環	中川 清徳	同
田中武雄後援会	石山 昭二	田中 奨	同
自由民主党泊支部	野宮 恭平	清水 昭	後志支所
とりたつふきた三則後援会	吹田 三則	吹田 英子	同

中根力後援会	江 良 秀 次	中 根 賢 志	同
坂幸英後援会	津 司 康 雄	中 村 忠	同
松本きよし後援会	松 本 聖	松 本 純 子	同
わたなべ智・きくち芳郎後援会	進 藤 春 男	森 岡 良 二	同
わたなべ智後援会	進 藤 春 男	森 岡 良 二	同
安藤富夫後援会	東 定 夫	野 村 和 博	空知支所
岡田正直後援会	橋 場 四 郎	竹 山 信 義	同
西村正晴後援会	西 村 正 晴	峯 田 博 子	同
西谷内勝治後援会	清 田 幸 満	田 中 誠 一	同
山下貴史歌志内後援会	矢 野 誠 之	三 戸 満 雄	同
湯佐義春後援会	竹 林 博	友 成 学	同
旭川政経研究会	渡 邊 雅 士	佐 野 弘 明	上川支所
東みよこと夢をみのらせよう会	三 浦 義 夫	菊 地 悦 子	同
安喰武雄と歩む会	池 田 昭 逸	晴 枝 勝 成	同
熊川和夫後援会	高 瀬 勝 行	河 合 久 雄	同
玉井洋一後援会	松 田 盛 治	小 林 正 直	同
中島つぐお後援会	中 島 嗣 郎	中 島 知 世	同
安井士八後援会	川 辺 一 正	安 井 誠 一	同
憂國皇道塾	曾我部 健男	福 田 新 一	同
佐々木清治後援会	相 馬 彦 六	佐 々 木 勇	留萌支所
留萌地区農協政治連盟	木 村 誠	猪 野 毛 明 次	同
梶田孝一と手をつなぐ村民の会	梶 田 孝 一	丹 羽 範 史	網走支所
政治結社菊政会	大 泉 一 利	森 俊 彦	同
田中まこと後援会	嶺 昭 司	尾 谷 清 栄	同
中村誠一後援会	加賀屋 修	中 谷 優	同
日本共産党鈴木英子後援会	武 田 章	弦 巻 富美恵	同
日本共産党もろたけ裕子後援会	巴 敏 雄	伊 藤 純 一	同
はしもとけんじ後援会	橋 本 憲 治	池 田 武 雄	同
波多野稔也後援会	波多野 稔 也	波多野 道 子	同
美幌翔武会	中 村 庄 吉	山 内 和 裕	同
吉山一徳後援会	今 里 弘 士	池 田 静 子	同
自由民主党を愛する会	藤 浪 年 秋	高 橋 勝 利	胆振支所
谷沢としひろ後援会	谷 沢 敏 宏	伊 藤 義 信	同
岩倉博文若人会	清 川 尚 志	高 橋 司	日高支所
奥山喜義後援会	畔 柳 作 次	土 井 和 則	同

酒井芳秀豊郷地区後援会	高 村 政 章	橋 本 寛 敏	日高支所
松風会	平 野 ア イ	桑 原 征 彦	同
清濤会	高 橋 敏 雄	板 垣 仁	同
山本一後援会	山 本 勝 則	鈴 木 浩 道	同
吉田昌治後援会	鈴 木 震 一	渡 辺 諭	同
あいだ淳一後援会	飯 沼 実	早 坂 寿 順	十勝支所
あべ優後援会	谷 川 栄 利	山久保 和 也	同
石田富男後援会	斉 藤 昇	丸 山 弘	同
市川好裕後援会	真 田 健 男	飛 岡 久	同
小川勝也十勝地域後援会	村 瀬 哲 雄	野 原 一 登	同
香川博彦後援会	川 上 義 雄	尾 西 民 男	同
印牧茂後援会	青 木 位	鎌 田 多賀男	同
河田稔後援会	田 宮 一 夫	吉 田 明 美	同
くわい美三郎後援会	鶴 嘴 実	斉 藤 留 喜	同
ごとう良勝後援会	加 藤 幾次郎	後 藤 良 勝	同
清水輝利後援会	吉 田 和 夫	穠 田 豊 治	同
杉野よしのり後援会	菊 地 正 男	米 山 茂	同
すずき孝夫後援会	江 尻 元 造	長 屋 順 子	同
先崎哲次後援会	増 野 隆 教	田 井 秀 吉	同
平芳一後援会	田 中 稠 人	藤 野 勇 二	同
伊達忠一芽室後援会	松 久 恭 次	菅 原 公 夫	同
東光塾	吉 田 東 光	角 田 真 一	同
十勝政経研究会	佐 藤 真 雄	小野寺 捷 子	同
ながい繁樹後援会	永 井 繁 樹	平 井 清 裕	同
ながみね晃後援会	古 畑 清 吾	西 田 夕 子	同
中村定二後援会	森 井 光 夫	香 川 浩	同
堀田享後援会	柳 平 俊 夫	立 川 強	同
明るい厚岸を創る会	澤 田 昭 夫	村 上 秀 則	釧路支所
池上せい子を町政におくり励ます会	媚 山 キミ子	川 堰 ミ ツ	同
岡村おさむ後援会	鎌 仲 文 夫	森 田 康 夫	同
金子広幸後援会	金 子 広 幸	高 橋 博	同
坂本正二後援会	矢 合 正 男	坂 本 正 能	同
中井照夫後援会	朝 倉 清	福 田 勝 郎	同
舟山正弘を励ます会	伊 藤 昭 二	伊 藤 昭 二	同
吉田兵一後援会	吉 田 兵 一	猿 田 勇	同

和田きよし後援会	中 島 慶 吉	紺 野 通 同
下川やすお後援会	横 山 幸 夫	秋 元 喜 恵 根室支所
神ただし後援会	海老原 善 次	長谷川 ヌ キ 同
すずき一彦後援会	近 藤 三 雄	間 宮 英 勝 同
鈴木芳雪と歩む会	池 雄 二	梶 智恵子 同
高本みさ子後援会	佐 藤 喜一郎	山 口 節 子 同
ちば智人と歩む市民ネットワーク	千 葉 智 人	千 葉 博 子 同
松永裕後援会	小 杉 和 美	松 永 紀 雄 同

正 誤

平成15年5月16日(第1467号)

北海道告示第889号(道営土地改良事業の工事の完了)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄 行
98	左 20
誤	同 14.12.28
正	同 14.12.18